

# “デジタル庁関連法案”で 個人情報保護緩和！一元管理と利活用

コロナ禍、政府は 10 万円の特定給付金配布で世帯別配布の仕組みに個人別システムのマイナンバーを使ってしまったみづからの行政手続き上の失敗を棚に上げて、その原因を“デジタル社会の遅れ”として一挙に日本中の行政・民間の“データーのデジタル化・共通化・標準化・マイナンバーバイ”を進めようとしています(菅首相 2021 年 1/18 施政方針演説・グリーン社会とデジタル化)。

2/9 には **デジタル庁関連法案 6 法案**(「デジタル庁設置法案」「デジタル社会形成基本法案」「預貯金口座の登録・管理法案」「デジタル社会形成関係整備法案」「地方公共団体情報システム標準化法案」)が閣議決定され国会で一括審議されようとしています。約 60 本以上の法律を一括審議というむちゃくちやな審議方法です。

デジタル関連法案はコロナ禍を契機に“企業にとって最も使いやすい”、又“国が国民の情報を一元管理しやすい”ように一気に社会をデジタル化しようとするショックドクトリンそのものです。

## 《法案を見ると》

「デジタル庁」を創設し国の情報システムを統轄・監視し勧告する首長をトップとする強力なセクション(司令塔)を作ろうとしています。

又、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」では“個人情報保護法・保護条例の一元化”“マイナンバーカード・制度の抜本的再構築”“公的個人認証の改正”“と多くの法律の改正案が一括で行われようとしています。

私たち市民・地方公共団体にとって大切な問題である”個人情報保護条例の問題”、“マイナンバーカード制度の抜本的再編構築”の内容を検討してみようと思います。

デジタル庁関連法案のキーワードは「データ利活用」と「パーソナル&ビッグデータの一元管理」。そのための『個人情報保護の緩和』が進められています。

## マイナンバーカード制度の抜本的変更の内容を見てみましょう。

i ) マイナンバーカード制度を実質的に動かしているJlis(地方公共団体情報システム機構)は地方公共団体の共同法人として設立されています。Jlisは①住基ネット②マイナンバー生成③マイナンバーカードの交付システム④公的個人認証⑤情報提供ネットワークシステムの中間サーバー・プラットフォームなどなど市町村の持つ個人情報のほとんどのデータを運用するセンターです。

今回の改正案ではJlisに対し地方公共団体だけでなく“総務省・デジタル庁”が共同で管理し“デジタル庁”がJlisの理事長を解任することも出来るほどの国による管理を強化しています。個人情報を一手に管理するJlisを国の機関とするのですからこれこそ「国民総背番号制」そのものです。

ii )これまでのマイナンバーカード制度はとりあえず社会保障と税と災害に対象を制限し社会保障のためといっていたものを今回の改正では“利活用”と“治安”へと大きく変わろうとしている。

iii )又、自分の情報がどのように使われているかをチェックするシステムとして設計された「マイナポータル」の機能が“APIを使った民間への情報提供システム”へと変えられています。

iv )公的個人認証(電子証明)のシリアル番号が自由自在に使われ拡大されます。「健康保険証」「運転免許証」としてマイナンバーカードが使えるように計画されているが“マイナンバー”が



三木さん個人情報保護を語る

使われるのではなく“マイナンバーカードの中にある電子証明のシリアル番号”で個人確認するもの(ID)です。マイナンバーは使うのに法的規制がありますが電子証明のシリアル番号には一切法的制限がなく自由に使えるもの。個人情報の保護に問題が出てきます。

v) そのほか“マイナンバーカードをスマートフォンに移していく”“マイナポイントでキャッシュレスの共用基盤を作る”“預貯金口座・不動産・国家資格にもマイナンバーを符番”と民間でも自由に利活用できるシステムを作っていくとしています。

### 個人情報保護制度の見直し

「整備法案」の中で個人情報について国と地方との共通化、標準化による“利活用”がはつきりと語られています。省庁間で国と地方で個人情報の取り扱いがそれぞれ違う(2000 個問題)ことは「データ流通の支障となっている」として改正案が出されています。

国の「個人情報保護法(民間)」「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」の 3 つを一本の「個人情報保護法」に。地方公共団体の「個人情報保護条例」を国の共通ルールに合わせるように“監視・助言・勧告・是正要求”しようとしています。

市町村のほうが国よりも 30 年以上前から個人情報保護のため条例を作っていました。「死者に関する情報」「要配慮個人情報」「外部機関とのオンライン結合について」「審議会の意見を聞く」と特別の条件をつけ個人情報を守ってきています。

今回の改正では国の基準にあわせ各自治体の条例上の独自規定は“特に必要な場合・最小限に限る”とし、“オンライン結合は規定させない”方向に向かっています。しかも「審議会の意見」の力を弱くし、国が作る「個人情報保護委員会」に是正要求を含め国から地方自治体への規制力を強化しています。その目的は“ビックデータの利活用”です。鎌ヶ谷市の個人情報保護条例の独自性をどう守るかが問われます。

「個人情報の定義」を“他の情報と「容易」に照合することで特定の個人を識別することが出来るものをふくむ”とし、“他の情報と照合することで識別できる”よりも個人情報の範囲を狭めようとしています。

又現状では「匿名加工情報」は非個人情報、「非識別加工情報」は個人情報なので、改正後はすべて「匿名加工情報」とし非個人情報とする。利活用がしやすくなります。

公立の病院・学校と私立の病院・学校との間で適合性・規律が違うがこれを民間の基準に統一する。と個人情報保護制度を利活用のために緩和しようとしているのです。

以上から分かるように個人情報の定義を自由に使える方向で緩和し、国(デジタル庁・総務省・個人情報保護委員会)が地方の末端に至るまでの個人情報の一元管理とビッグデータの利活用を推進しようとしているのです。

国の検討会では「データ共同利用権」という個人情報を本人同意もなく公益のためなら利用できる権利まで主張している。世界トップレベルでのデータ利用活用のために「ベース・レジストリ」(正確性、最新性が確認された社会基準のデータベース群)も語られています。

個人の尊厳の尊重から個人情報の保護を十二分に整備することや、住民の自己情報コントロール権を法的にも確定されていなければデジタル庁による全住民の個人情報の一元管理はまさに国民総背番号制となってしまいます。“デジタル庁関連法案”をこのまま成立させては大変なことになってしまいます。

自己情報コントロール権に裏打ちされた私たちの民主的デジタル社会を創っていきましょう。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

\*活動報告 HP に掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。